

紀北町犯罪被害者等支援条例の概要



令和3年4月1日施行



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

はじめに

誰もがある日突然、犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。犯罪による被害者やそのご家族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害だけではなく、その後も周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の二次被害にも苦しめられることがあります。

このため、紀北町では、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等を支えることを目的として『紀北町犯罪被害者等支援条例』を制定しました。

条例の基本的な考え方

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・犯罪被害者等の支援を円滑に受けられるようにします。
- ・犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。

主な取り組み

- ・町民の皆さんの犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報啓発活動を行います。
- ・犯罪被害者等に対する相談窓口を開設し、役場へ行政手続きに来庁された際には、個室で対応する等、心情に配慮した応接をいたします。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的な困窮を軽減するため、犯罪被害者等に対し支援金を給付します。

お問い合わせ先

【紀北町役場 危機管理課 防犯・交通安全対策係】
電話：0597-46-3114 FAX：0597-47-5909
【海山総合支所 総務室】
電話：0597-32-3901 FAX：0597-32-2331
ホームページ：<http://www.town.mie-kihoku.lg.jp>



紀北町犯罪被害者等支援金制度の概要

支援金の対象

対象となる犯罪

- ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪

故意による犯罪被害

- ・殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪は、給付の対象外

支援金の給付が受けられる犯罪被害者等の資格

- ・犯罪被害が発生した日において、紀北町内に住所を有していた人
 - ・犯罪被害者と加害者との間に、三親等内の親族関係がある場合は、給付対象外
- ※ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く

支援金の種類

遺族支援金【30万円】

- ・犯罪被害者の第一順位遺族が給付対象
 - ・遺族の範囲と順位
 - 1 (1)配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情があった者を含む)
 - 2 犯罪被害者の収入により生計を維持していた(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹
 - 3 2に該当しない犯罪被害者の(7)子(8)父母(9)孫(10)祖父母(11)兄弟姉妹
- ※()内の数字は給付を受けられる遺族の順位です。

重傷病支援金【10万円】

- ・犯罪行為によって重傷病(療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人

精神療養支援金【2万5千円】

- ・特定の犯罪行為によって、精神療養(療養の期間が3月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人
- ・精神療養支援金の給付対象となる犯罪行為の例
殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など

◎支援金の請求期間

犯罪被害を知った日から1年間です。

※ただし、犯罪発生日から7年までの間となります。

◎支援金の返還

支援金の受給後に給付資格がないことが判明した場合や、虚偽の申請であったことが判明した場合等は、支援金を返還していただくことがございます。

